XXXX年X月X日

懲罰対象者氏名（チーム名）殿

一般社団法人長崎県サッカー協会

XX委員会委員長　XXXX（氏名）

決定通知

当委員会は貴殿に関する事案につき、日本サッカー協会司法機関組織運営規則及び懲罰規程に基づき審議し、下記のとおり懲罰を決定したので通知します。

記

１．当事者

懲罰対象者氏名（チーム名）

２．懲罰の内容

当事者に対し、XXXX（大会名）第X節の出場停止の処分を科す。

３．根拠条文

懲罰規程　別紙１『競技及び競技会における懲罰基準』第XX項

４．認定事実

当事者は、XXXX年XX月XX日XX（大会）にて、XXXX（行為）した。

５．不服申立について

上記懲罰は、懲罰規程第36条1項各号に該当するため不服申立できない。

【不服申立可の場合】

貴殿は、懲罰規程に基づき、日本サッカー協会の不服申立委員会に対して不服申立を行うことができる。不服申立を行う場合、同規程第37条1項に基づき、本懲罰通知の伝達を受けた日（以下「伝達日」）から7日以内(伝達日を含む)に、不服申立を行う意思を書面により日本サッカー協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。さらに、同規程第37条2項に基づき、伝達日から14日以内（伝達日を含む）に、日本サッカー協会に手数料（同規程第41条）を納付するとともに、不服申立の理由を書面により同事務局まで通知しなければならない。なお、各期限の最終日が土曜日、日曜日、国民の祝日となる場合は、その翌日に満了するものとする。

以上

【参考】

第36条 〔不服申立可の可否〕

１．前条に定める不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き、行うことができる。

（１）戒告

（２）譴責

（３）２試合以下又は２か月以内の公式試合の出場停止、公的職務若しくは業務の停止、又はサッカー関連活動の停止・禁止

（４）80万円以下の罰金（加盟団体及び加盟チームの場合）又は30万円以下の罰金（選手等の場合）

２．前項に基づき、不服申立ができない場合、原懲罰は確定するものとする。

３．第３条第３項に基づきＪリーグにより科された懲罰については、本条第１項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。